

福岡市からのお知らせ

～農地の貸借手続きが変わります～

福岡市農林水産局農業振興課、福岡市農業委員会事務局

現在、貸借している農地の貸借期間が満了するまでは手続き不要です。
手続きの詳細については、貸借期間が満了する前に別途お知らせいたします。

1 利用権設定方法が一本化されます！

より効果的な農地の集積・集約を行っていくため、国の制度改革により、「相対による利用権設定（出し手と受け手間の直接の農地貸借）」が廃止され、令和7年6月1日設定分以降、「農地中間管理機構を介した農地貸借（中間管理事業）」に一本化されます。

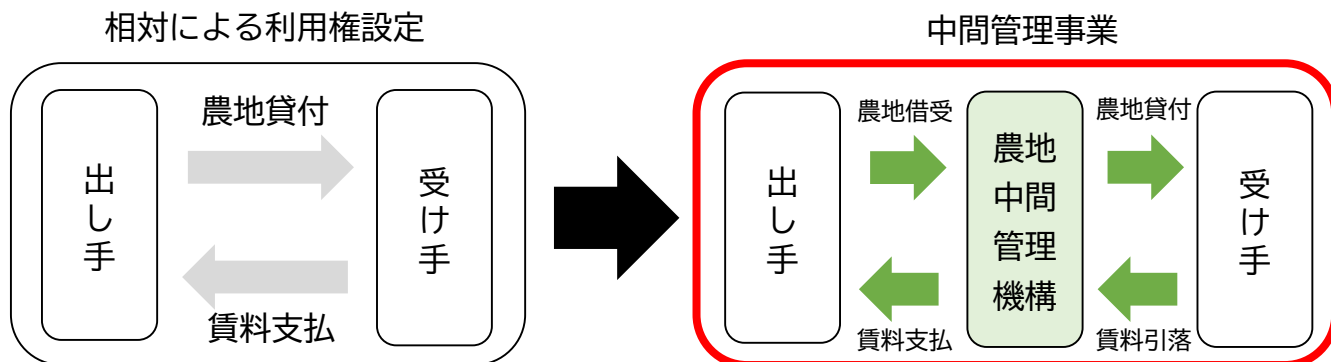
～農地中間管理機構とは～

効果的な農地の集積・集約を進めるための中間的受け皿となる組織で、福岡県では「（公財）福岡県農業振興推進機構」がその役割を担っています。公的機関であり、賃料の受渡を含め、安心して農地を貸借できます。

2 一本化後はココが変わります！



① 賃料の徴収・支払いは農地中間管理機構を介して行います。



※一本化後も、使用貸借（賃料0円）又は物納による貸借が可能です。

ただし、物納の品目は玄米に限り、出し手と受け手で直接の受け渡しとなります。

※農地中間管理機構からの賃料支払・引落は、複数の筆を貸借している場合でも、まとめて行われます。

② 書類の申請期限がこれまでより1か月早くなります。

利用権 開始日	書類の申請期限	
	現在	一本化後
6 / 1	2月末まで	1月末まで
11 / 1	7月末まで	6月末まで
2 / 1	10月末まで	9月末まで
4 / 1	12月末まで	11月末まで

③ 申請書類や提出物が一部変更となります。

～一本化後の提出物（※１）～

出し手（※２）		
	賃貸借	使用貸借 ・ 物納（玄米）
申出書（※３） （促進計画書）	○	○
振込口座が 確認できる書類 （通帳の写し）	○	×

受け手		
	賃貸借	使用貸借 ・ 物納（玄米）
申出書（※３） （促進計画書）	○	○
農業経営状況に 関する書類	○	○
口座振替依頼書	○ （※４）	×
引落口座が 確認できる書類 （通帳の写し）	○	×

※１ 申請内容によって、必要な書類を追加でお願いする場合があります。

※２ 下記①～③の場合は、委任状又は同意書が必要です。

①所有者以外に賃料を振り込む場合（委任状）

②共有名義の場合、又は相続未登記で法定相続人が複数人いる場合（過半の同意が必要です。）

③上記②で賃貸借の場合（代表者お一人に賃料を振り込むことの同意）

※３ これまでどおり出し手・受け手の連名での提出となります。

※４ 賃料の引落口座は福岡県内のＪＡの口座に限ります。

３ 一本化後もココは変わりません！



○ 現在、相対による利用権設定中の農地の権利は、一本化後も
貸借期間が満了するまで有効です。

○ 手続きに伴う農地中間管理機構への手数料は、一切かかりません。

○ 手続きの窓口は、一本化後も農業委員会が行います。

４ お問合せ先

	制度について	手続きについて	農地中間管理機構について
担当	福岡市農林水産局 農業振興課農政係 TEL 092-711-4852	福岡市農業委員会事務局 （担当区域：西区を除く市内全域） TEL 092-733-5777 福岡市農業委員会事務局 西部出張所（担当区域：西区） TEL 092-806-9435	福岡県農業振興推進機構 TEL 092-716-8355